

2024（令和6）年度第1回

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会

（人権についての市民意識調査及び職員意識調査専門部会） 会議録（要旨）

- 日時：2024（令和6）年7月12日（金）午後3時～5時
- 場所：尼崎市役所北館 4-1会議室
- 出席者
 - (1) 委員：6名（石元委員（部会長）、伊藤委員、内田委員、高尾委員、武本委員、朴委員）
 - (2) 事務局：6名（文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：1課（人材育成担当課長）
 - (4) 関係事業者：(株)サーベイリサーチセンター（以下「SRC」という。）
- 傍聴者：なし

議事(1) 人権についての意識調査について

- 部会長： それでは、本日の議事の1、「人権についての意識調査について」を議題とする。まずは事務局から説明をお願いします。
- 事務局： ——資料2、3に基づき説明——
- 部会長： 市民意識調査の問7から問11について、県の意識調査や前回調査などを踏まえ、様々な事象や行為を挙げて、特に問題のあるものを選ぶという質問形式になっているが、例えば問7について、「DVが問題である」との回答が多かったとして、市民の回答傾向をそのまま市政に反映して、DVに関連した啓発を重点的に行う、ということは少し乱暴かと思う。人権教育・人権啓発の課題を掴むには、問4のような4件法での聞き方を行うと良い。机上配布資料には、各問についての改正案を記載しているが、他市の質問項目を多く盛り込んでいるため、重複する質問などを削除し、スリム化していく作業を行っていくと良いと思う。
- 委員： 問7など、女性の人権問題に関する質問はあるが、男性の人権問題に関する質問がない。ジェンダーバイアスのことであれば、「男性の育休が職場の理解を得られにくいこと」や「男ならこうあるべきだ、というステレオタイプの価値観は問題だと思う」等があるかと思う。問14では犯罪被害者やその家族の人権侵害に関する質問はあるが、犯罪加害者やその家族に対しても誹謗中傷や個人情報晒される等の人権問題があるかと思う。問7、14のいずれも片方だけにに関する質問となっており、逆差別のように捉えられる可能性も否めないが、何か意図があるのか。
- 事務局： 来年度、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、ジェンダー問題について問うため、人権についての意識調査の質問と被らないようにしている。

- 委員 : 委員の意見に賛同する。男性の育休取得など、働き方改革も踏まえての男女平等を考える必要があり、女性を巡る問題ではなく、ジェンダーを巡る問題としたほうが良い。
- 部会長 : 県の意識調査だと、人権課題を一つ挙げて、選択肢を10個程度設けて、何が問題かを選ばせる形式だが、この形式の場合、新たな人権課題を加えると同じように質問のスペースを取ってしまう。例えば、様々な人権課題を問う部分に「犯罪加害者の家族について、バッシングや嫌がらせをすることは人権侵害である」というのを盛り込み、4件法で聞くと1行で済む。
- また、男性に関する質問は、調査票を見られた際に「尼崎市は男性の人権問題に関する視点が抜けている」と捉えられかねないので、網羅的にする方が良い。
- 委員 : 問2の選択肢にある「市民一人ひとり…」というのは、尼崎市民を指すのか、一般市民を指すのかが受け手によって変わるため、尼崎の意識調査であれば尼崎市民としたほうが良い。
- また、全体的に部会長の提案に賛成であり、自身がどう考えているかを問うた方が妥当である。一方で、全ての質問に対して、判断して答える必要があるため、回答者の負担が重くならないよう、質問項目を精査し、重複する内容の質問は削除するなど、大幅に質問項目を減らさないと回収率が不安である。
- それぞれの課題に関する学習経験について、部落差別に関しては、いつ学んだかの質問があるが、部落差別とそれ以外の人権問題、ということだけだと少々荒く感じる。学習経験の有無は、意識に大きく影響を与えると思うので、それ以外の人権問題についても聞くべきではないか。
- また、机上配布資料の「問16. その他」において、「そっとしておけば、部落差別は自然になくなっていくので、人権教育や人権啓発はしないほうがよい。」という質問については、2つのことを同時に聞いているように思うので、問4の選択肢の「K 部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしていれば自然になくなる」の方が良い。「寝た子を起こすな論」と同様に問題なのが「部落分散論」であり、部落差別をなくす考え方として「部落差別を受ける人が分散して住むと、差別の対象となる部落がなくなり、差別がなくなる」というものだが、差別はされる側の問題ではなく、する側の問題であるのが大前提である。しかし、直近では滋賀県の意識調査で同様の質問をすると、4割方が支持してしまうという結果もあり、尼崎市でも「部落分散論」について聞いてほしい。
- 委員 : 「障害のある人」に関する質問の部分で、インクルーシブ教育に関する記載がないので、追記してほしい。
- 委員 : 調査方法について、追加サンプルの500人分は分析の際に分けられるよう、標準サンプルとの識別は可能か。
- SRC : オンライン回答用のIDを付与する際に、IDの末尾が1から2500

番までを標準サンプル、2501番から3000番を追加サンプルとすることで、識別可能である。

委員 : 問24-2の本人通知制度に関する質問は、他の質問と性質が異なり、人権意識を問うものではないため、削除しても良いのではないかと。

事務局 : 本人通知制度に関する質問については、制度を積極的に周知、啓発をするという経緯もあり、質問項目に入れている。

委員 : 部落出身者や、日本国籍を取得した在日コリアンにとっては重要な問題であり、質問として入れたほうがよい。

部会長 : 問24の質問に入れ込み、統合してはどうか。また、フェイスシートのC及びDは分析においてもあまり活用されていないのであれば、不要ではないか。個人のことを過度に聞くと、回収率が下がることも考えられる。また、性別・年齢については「人権教育・啓発の課題を明らかにする目的があるので聞く」という旨の説明文を追記したほうがよい。性別については、「回答しない」「答えたくない」等があると、それを選択する人が多くなると思うので、聞き方を考える必要がある。2020年あたりまでは性別を聞く項目として「その他」が多かったが、最近では「いずれでもない」に変わってきており、自治体によっては「答えたくない」というものもある。

問19の質問について、部落問題を知ったきっかけが親からであっても、学校や職場で正しく学びなおすというケースもあり、初めて知ったことが必ず後に影響し続けるという訳でもないため、きっかけだけを聞いてクロス分析をしても、課題ははっきりと出ないのではないかと。委員は、このような質問を分析で活用したことはあるか。

委員 : 部落問題をそもそも知らないという層を把握するのに使うことができ、年齢別で大きく異なる結果になるかと思う。今回の調査で若年層を追加サンプルとして取るのであれば、選択肢がここまで必要かどうかは要検討だが、質問は残した方がよい。

委員 : 問22について問う理由は何か。

部会長 : 周りに部落出身者がいると回答した人の方が、交流の機会があることで部落差別に関する理解が高まり、啓発効果があるということを想定しているかと思うが、周りにいるが親しくしていなかったり、学校が同和校で友達がいた、という場合も「知り合いにいる」となってしまうので、この区分だと明確な分析結果は出ないかと思う。

委員 : 前回調査時の問22「あなたが親しくしている人の中に…」という質問の方が、単純に知り合いにいないよりはよいと思う。選択肢としては「親しくしている人がいる」「親しくはないがいる」「いない」「わからない」、自治体によっては「自分自身がそうである」を入れており、最大で5択が考えられるかと思う。

部会長 : 外国人、部落出身者、障害者、性的マイノリティについて、同じ質問にまとめて、選択肢は「自分自身がそうである」「家族・親戚にいる」「親し

い友人に「知人にいる」「いない」「わからない」等が良いかと思う。特に、性的マイノリティは「親しい友人にいます」と答えた人は、身近に当事者がいることで意識が高くなる傾向にある。障害者も同様の傾向が見られる一方で、自分自身が障害者の場合に「介護や介助を受ける高齢者や障害のある人があまり自己主張するのはよくない」という質問に対し「そう思う」と答える割合が高い傾向にある。

事務局 : 意識調査において「どちらともいえない」という選択肢は入れたほうがよいのか。

部会長 : 4件法で結果をはっきりさせた方がよいという考えもあるが、「どちらともいえない」という選択肢を追加して、その項目に関する情報や知識が少ないために判断ができないという人がどの程度いるのかを把握することの方が重要であると考え。項目によっては「どちらともいえない」という回答が一番多くなることもあり、過去に行った意識調査では「同和地区出身者は行政的に優遇されている」や「日本が難民を受け入れないことは問題だ」といった質問に対しては、判断材料が少ない人が多くなり「どちらともいえない」という回答が多くなる傾向がみられた。

委員 : 大阪府で2020年に意識調査をした時、同和問題に関する質問に対し「わからない」と回答をした割合が、他の質問より高かった。「どちらともいえない」を選択肢に入れた5件法にした方が、現状を把握できるかと思う。

委員 : 統計的にも5件法、7件法のような奇数で中間を入れることがセオリーである。

部会長 : 今後は質問項目をどのようにスリムにしていくか、ということが次の課題になるかと思う。その他、質問項目で抜けている点、意見等はないか。

委員 : 「部落差別」のみ学習経験を聞いているが、それ以外の人権問題についても聞いてはどうか。また、学習経験の有無を聞くのではなく、学習の結果が本人にとってどうだったのかという質問にしてはどうか。

事務局 : 問9の高齢者に関する質問が4つ程度のため、問10の障害者に関する質問に入れ込んだ方が良いか。

委員 : 質問項目を減らさずに問10に入れ込むのであれば良いが、統合するのであれば、1つの質問に複数の意味が含まれてしまうため、避けたほうがよい。

部会長 : 1ページが埋まるくらいの質問項目数がなければレイアウト的に空白のスペースが生じるため、質問項目数が少ない間は工夫する必要がある。

委員 : 問9の「道路の段差やエレベーターの未設置など…」は問10の障害者に関する質問でも聞いた方が良い。

部会長 : 市民意識調査に係る審議は以上とする。続いて、職員意識調査について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料4に基づき説明——

人材育成 : 基本的には市民意識調査の質問項目に準じて比較分析する必要があると思うが、質問項目を減らす方向であれば、例えば問1～4等は削除し、ジェンダーハラスメントに関する質問を入れた方が、人事管理部としても今後活かしやすいと思う。問22-1については選択肢の1～4までは削除して「受講したかったが、都合がつかなかった」や「希望制研修を受講する余裕がない」といった人権研修に限らず、組織課題を把握できるような選択肢にした方が良いのではないかと。一方で、選択肢の7、8に回答する人がどの役職に多いのか、或いはどの年代に多いのか等をクロス集計を行い、そのような層に集中的にアプローチするような研修を検討していきたい。

問27は世界人権宣言に掲げられた人権が自分の仕事にどのように関わっているのかを問うものであり、質問の意図として、昨今の人権研修においては、人権とは思いやりや優しさではなく、義務と引き換えにもらうものでもない、ということ強調して啓発しており、公務員の仕事というのは、何かしらの市民の人権を保障しているものである、という意識付けの意味も含めて提案したものである。その他の質問項目の数が多くなるようであれば、優先順位は低くなるかと思うが、委員の意見をお伺いしたい。また、市民意識調査にて親しくしている人の有無について質問を増やすとのことだったが、職員意識調査においても追加していただきたい。

委員 : 問7の「7 年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること」について、高齢者と障害者が難民条約の適用から外されていることが問題であるため、「高齢者や障害者が年金など…」とした方が正確である。また、問15の「D 日本に在住している外国籍住民は納税の義務を果たしているので、外国人学校や民族学校は、日本の学校と同じように処遇されるべきだ」は、尼崎市の場合、朝鮮学校を指すことになるかと思うが、その場合、教育の無償化制度から朝鮮学校が除外されていることは、納税の問題ではなく、北朝鮮との関係性から除外されているので、別問題である。また、尼崎市では外国人学校も少なく、尼崎市民を対象とした調査であれば「外国人学校や民族学校」という抽象的な表現ではなく「朝鮮学校」と記載してはどうか。また「日本の学校と同じように処遇されるべきだ」というより「不利な扱いを受けている。」というような表現に留めたほうがよい。

部会長 : 問1～4は削除しても良いという意見だが、問2-1の選択肢3のような、職場等での仲間はずれは市役所内でも起こりうることはないか。また、選択肢の「8 カスタマーハラスメント(顧客等からの著しい迷惑行為)」とあるが、顧客ではなく市民とした方がよい。

人材育成 : 選択肢3は暴力、脅迫、無理じい等、範囲が広すぎるため「同僚等からのモラルハラスメント」等の文言に変えた方がよい。

委員 : 意識調査の調査票に回答所要時間を記載する方がよい。約15分と記載するのが目安としてもよい。

- 部会長 : 具体的な時間を記載することは、人によって時間の受け取り方が異なるため、難しい部分はある。
- 委員 : 目安の時間はあった方が回答者側にとっては親切であるが、20分以上の時間を記載すると回答率が下がる懸念もあるので推奨しない。
- 部会長 : 前回の職員意識調査では回収率が75.3%とのことだが、どのような形式で行ったのか。
- 事務局 : 紙の調査票にて、職場内へ郵送・配布を行った。督促は1度行っている。
- 部会長 : 職員意識調査の場合、回答率がもう少し高くなるのではないかと思う。桑名市で全職員向けに意識調査を実施した際は、回答率が90%を超えていた。来週に桑名市を訪問する予定があるので、どのような形式で行ったのか、確認をする。
- また、問21の選択肢A～Iはそれぞれ漠然としている。例えば、女性を巡る人権問題に関すること等は何を聞かれた想定なのかがわからない。他県で教職員の人権意識調査を行った際に、部落問題に限定した調査であるが、「全国水平社創立宣言についてどの程度説明できるか」「就職の際の統一応募用紙についてどの程度説明できるか」等、具体的な項目について質問しており、年配の教職員は説明できると回答した割合が高く、若い教職員は説明できると回答した割合が低かった。問うとすれば、具体的な項目について聞く方が良い。
- また、次回以降の審議で、実際の調査票のレイアウトで資料を用意が可能か。
- 事務局 : 可能である。事務局で質問項目を改めて精査し、部会長と調整をさせていただいた上で、各委員にも展開を行う。
- 委員 : 問26の文言について、アイデアを募って、今後の啓発や職員研修に活かしていくという趣旨なのであれば、「みなさんの意見を聞かせてください」というような、別の表現の方が良い。
- 問27については、質問項目をすべて採用するのは厳しいが、職員にどの程度人権に関する意識付けがされているのかがわかるので、職員意識調査の最後の質問として残しても良いと思う。
- 部会長 : その他意見等があれば7月22日(月)までに、メール等で事務局へ連絡をすること。
- それでは、これをもって、令和6(2024)年度第1回人権文化いきづくまちづくり審議会(人権についての市民意識調査及び職員意識調査専門部会)を閉会する。

以上